

特定非営利活動法人ふうせんの会
ヤングケアラー・若者ケアラー支援事業関連業務に係る専任職員 募集要項

1. 募集人数 若干名

2. 業務内容

- ①ヤングケアラー・若者ケアラーのピアサポート事業
- ②ヤングケアラー・若者ケアラーに関する啓発活動事業
- ③ヤングケアラー・若者ケアラーの関連団体との交流、連携事業
- ④その他本法人の目的を達成するために必要な事業 ほか

3. 応募資格

以下の①～④全てを満たす人

- ① 福祉に関する広い知識とカウンセリングスキルを有する人。
- ② 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師など対人援助に係る国家資格を取得しているか、それに準じる資格を所持していること。もしくは、元・現ヤングケアラー・若者ケアラーで、上記の対人援助職に準じるスキルを有していること。
- ③ Word、Excel、PowerPoint を使用しての文書作成、集計作業等の基本操作ができる人（資格不問）。
- ④ ZOOM の基本操作ができる人（資格不問）。

4. 求める人物像

- ・我が国におけるヤングケアラー・若者ケアラー支援の意義を理解し、萌芽期を創りあげていくことを共に実践できる人
- ・ヤングケアラー・若者ケアラー支援に関心と熱意があり、当会のビジョン、ミッションに共感できる人
- ・相談業務のみならず、組織運営にも理解と貢献ができる人
- ・組織内外で協働でき、喜びを共に分かち合える人

5. 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※上記の通り任用期間を定めているが、勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがある。

6. 勤務条件等

(1) 基本給

月額：20万円（昇給なし）

(2) 諸手当等

賞 与：本俸の 2.45 か月分 ※2024 年度実績

諸 手 当：通勤手当[月額上限*35,000 円]、住居手当、会議手当等

(3) 勤務時間

10：00～18：00（休憩 60 分）・週 4 日（28 時間）

※行事等により、土日祝に出勤する場合あり（振替休日対応）

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始、週のうち所属から指定された日

(5) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）

(6) 勤務地

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目 2-20 2 階市民活動スクエア

CANVAS 谷町 F09

(7) 福利厚生

健康保険、厚生年金、雇用保険、労働災害保険加入

(8) 試用期間

6 か月（試用期間中の労働条件：同条件）

(9) 服務

・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。

ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。

① 兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

（兼業先との所定勤務時間の合計が当会常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）

② 兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合

③ 兼業を行うことによって当会の信用を損なうおそれがある場合

(10) その他

・基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

7. 選考方法

第 1 次審査（書類選考）

第 2 次審査（事務局面接）

第 3 次審査（役員面接）

8. 問い合わせ・書類提出先

特定非営利活動法人ふうせんの会（担当：西川）

〒540-0012

大阪市中央区谷町二丁目 2-20 2 階 市民活動スクエア CANVAS 谷町 F09

電話 06-4790-8881

9. 申込方法

①提出書類

履歴書、職務経歴書、志望動機書（400字程度・手書き不可）、国家資格証明書のコピー
※書類選考の後、面接の連絡を行いますので必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

②申込方法

郵送にて「8. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

10. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・応募時に提出された書類に含まれる個人情報、採用選考以外の目的のためには使用致しません。また、応募時または採用選考過程で提出された応募書類や資料などは、原則として返却致しません。採用選考終了後に当会で責任をもって破棄いたします。